

南幌町都市公園及び南幌町営野球場
指定管理者募集要項

南 幌 町

令和8年8月

目 次

- 1 指定管理者の募集
- 2 対象施設の名称及び概要
- 3 指定管理者が行う業務内容
- 4 業務に係る経費に関する事項
- 5 指定期間
- 6 指定管理者が行う管理の基準
- 7 指定管理者と南幌町の責任分担等
- 8 申請者の資格等
- 9 公募スケジュール
- 10 申請方法
- 11 指定管理者の候補者の選定
- 12 指定管理者の候補者選定後における手続き等
- 13 協定で定める事項
- 14 その他留意事項
- 15 配布資料
- 16 問い合わせ先

添付資料

- ・指定管理箇所図

南幌町都市公園及び南幌町営野球場指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

南幌町では、南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理期間満了（令和9年3月31日）に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び南幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南幌町条例第38号）第2条の規定に基づく指定管理者を次のとおり募集します。

2 対象施設の名称及び概要

（1）施設の名称、所在地等

- 都市公園 別紙1「管理公園名及び施設概要一覧表」のとおりです。
- 町営野球場 別紙2「町営野球場施設概要一覧表」のとおりです。

3 指定管理者が行う業務内容

（1）都市公園の維持管理運営に関する業務

- ア 南幌町都市公園条例（昭和58年南幌町条例第8号）第25条第2項に規定する業務とする。
- イ 「南幌町都市公園指定管理業務仕様書」による。

（2）町営野球場の維持管理運営に関する業務

- ア 南幌町営野球場設置管理条例（昭和55年南幌町条例第16号）第8条第2項に規定する業務とする。
- イ 「南幌町営野球場指定管理業務仕様書」による。

4 業務に係る経費に関する事項

（1）管理運営の経費

町は、本業務実施の対価として、指定管理者に対して施設の管理業務に要する費用（以下「指定管理料」という。）は施設管理経費等を基にして、一定の基準額を設定しています。

管理料の基準額（上限額）は39,000,000円（消費税込み）とします。

最終的な管理料については、指定管理者が応募に際し収支見積書で提案のあった管理運営経費の額を基に町と指定管理者が締結する協定書により決定します。

指定管理料の支払時期については、指定管理者と協議のうえ協定で定めます。

施設の管理業務に係る収入・支出の経理は、必要な帳簿を作成し、他と独立して管理することとし、出入金の管理は、施設の管理に係る独自の口座により管理してください。

（2）利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

なお、この利用料金の額については、「運動施設の設置及び管理に関する条例（平成7年

南幌町条例第18号)」及び「南幌町営野球場設置管理条例」で定める額の範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定めることができます。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

6 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりとします。

（1）施設管理の基準

休業日、利用時間等は指定管理者が決定することとなります。

（2）サービスの向上及び維持管理

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。

施設設備及び物品の維持管理（修繕及び更新等）を適切に行ってください。

（3）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではありません。

（4）個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して南幌町個人情報保護条例（平成12年南幌町条例第34号）第44条の規定により、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

（5）情報公開

指定管理者は、南幌町情報公開条例（平成12年南幌町条例第33号）第29条の規定により、保有する文書であって自己が管理する施設に関するものの公開に努めなければなりません。

（6）関係法令の遵守

指定管理者は、管理運営を行うにあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

7 指定管理者と南幌町の責任分担等

指定管理者と南幌町の責任分担（リスク分担）については、別紙3のとおりとします。

8 申請者の資格等

（1）申請資格

団体であること。ただし、法人格の有無は問いません。

（2）申請の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

（3） 必要な条件等

ア 類似業務の経験を有する町内に主たる事務所を有する団体・事業者及び新たに町内に主たる事務所を設立する者であること。

イ 上記の類似業務とは、公園の管理業務及び芝生並びに樹木の維持管理等の業務とする。

（4） 複数の法人等でグループを構成し応募する場合

ア 複数の団体により構成されたグループにより応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体になることはできません。

イ グループで応募する場合は代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について（2）と（3）の資格が必要となります。

9 公募スケジュール

（1）募集公告

令和8年8月10日（月）

（2）募集要項等の配布

令和8年8月10日（月） ～ 令和8年8月27日（木）

※ 募集要項等申請関係書類は、都市整備課土木係の窓口で配布します。

また、南幌町ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>

（3）募集に関する質問書の受付

令和8年8月10日（月） ～ 令和8年9月9日（水）

（4）募集に関する質問書の回答（随時）

募集要項等の内容に関する質問は、質問書により行ってください。

提出方法は、郵送のほか、ファクシミリ、メールでも可としますが、電話（口頭）による質問は受け付けません。ただし、日程等の軽易な質問はこの限りではありません。

なお、質問に対する回答は、ファクシミリ又はメールにて回答します。

(5) 施設見学会及び業務説明会の開催

ア 開催日時：令和8年8月28日（金） 午前9時30分

イ 集合場所：三重緑地公園遊友館前

ウ 申込方法：業務説明会参加申込書に必要事項を記入の上、8月26日（水）までにお持ちいただくか、郵送（必着）、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で申し込んでください。申込先は、問合せ先と同じです。

※ 当日は時間厳守でお集まりください。いかなる理由でも途中出席は認めません。

※ 施設見学会及び業務説明会への出席は、指定申請の必須条件とします。

10 申請方法

(1) 申請書類

申請にあたっては、南幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年南幌町規則第15号）第4条に掲げる書類を提出しなければなりません。

ア 様式第1号による申請書

イ 様式第3号による施設管理に係る業務の計画書

業務計画書には、次の事項を掲載すること。

- ・施設の管理運営に係る基本方針
- ・指定期間内の年度ごとの業務内容
- ・業務の具体的実施要領（管理と運営）
- ・人員体制等、その他

ウ 様式第4号による施設管理に係る収支の計画書

指定期間内の年度ごとの収支予算書を記載すること。

エ 申請資格を有していることを証する書類

- ・法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ・非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ・定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- ・様式第2号による申請資格に関する申立書
- ・国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- ・暴力団又は暴力団関係事業に関係しない旨の誓約書

オ 当該団体の経営状況を証明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）
- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新

たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)

- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(2) 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

(3) 留意事項

- ア 申請1団体につき1申請とします。
- イ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。
- ウ 作成の際は、「評価基準」の評価項目に沿って作成し、どの評価項目の資料か分かるように評価基準の番号を付番すること。
- エ 提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- オ 担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- カ 提出された書類は、返却いたしません。提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、申請者の許可を得なければ公表しません。
- キ 書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- ク 申請書類提出後の申請を取り下げる場合は、辞退届を提出して下さい。
- ケ 申請者名は、選定後にすべて公表します。
- コ 提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除き全てA4版とします。

(4) 申請の手続

1) 提出方法

- ア 申請書類は、郵送（特定記録郵便等到達の履歴が残るものに限る。）又は持参提出とします。
- イ 提出の際は、必ず提出書類一覧表を添付してください。

2) 提出場所

南幌町都市整備課土木係

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

3) 申請書類の受付期間

令和8年8月31日（月）～令和8年9月30日（水）までの間（土・日・祝日は除く）の午前8時30分から午後5時とします。

1.1 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第1次及び第2次の二段階審査で実施します。審査及び選定は、「南幌町指定管理者選定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）及び「南幌町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、町長が決定します。

ア 第1次審査（要件審査）

第1次審査は、資格等の要件審査を行います。資格要件等を満たした団体が通過します。

審査の結果は、応募者全てに郵送でお知らせします。

イ 第2次審査

第1次審査通過者については、申請関係書類並びにプレゼンテーションにより、事業計画の内容、施設の管理能力等を総合的に審査します。

(2) 選定基準

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ア 評価にあたっては、「評価基準表」(別紙4)により行い、プレゼンテーションを実施し、選定委員は評価基準に基づく審査及び評価点を付すこととし、委員ごとに評価点を集計して順位付けした結果、1位が一番多かった提案者を指定管理者候補者とする。また、1位の委員が同数であった場合は、評価点の合計が多い提案者を指定管理者候補者とする。

イ 参加事業者が1者のみの場合は、各委員の評価点の合計平均点が満点の60%以上であった場合に、指定管理者候補者とする。

(3) 選定結果の通知及びスケジュール

選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

ア 申請書類の受付

令和8年8月31日(月)～9月30日(水)

イ プレゼンテーションの実施

令和8年11月中旬

※ 第1次審査通過者が対象となります。詳細については、改めて連絡いたします。

ウ 指定管理者候補者の決定(選定委員会審査結果を受け決定)

令和8年11月中旬を予定

エ 選定結果を申請者に通知

令和8年11月中旬を予定

オ 候補者を指定管理者に指定する議案提出(議会の議決により決定)

令和8年12月上旬を予定

1.2 指定管理者の候補者選定後における手続き等

(1) 候補者との協議

ア 指定管理者候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、協議が整った場合は、その内容を仮協定として締結します。この場合、町は指定管理者候補者の提案に対して必要に応じ提案内容の趣旨を変更しない範囲内において、修正を求めることができるものとし、町からの修正の求めがあった場合、指定管理者候補者は修正に応じなければなりません。

イ 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を指定管理者候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者の決定

ア 協議が整った指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に

に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を南幌町議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

イ 指定にあたっては、指定管理者候補者に文書で通知するとともに公表をします。

ウ 南幌町議会への提案は、令和８年１２月を予定しています。

（３）指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、町長と施設の管理に関する協定を令和８年１２月下旬までに締結しなければなりません。なお、指定管理者の移行は、令和９年４月１日からとなります。

（４）スケジュール

ア 仮協定書の締結

令和８年１１月下旬

イ 候補者を指定管理者に指定する議会議案提案

令和８年１２月上旬

ウ 指定管理者の指定の公表

議会議決の日の翌日以降

エ 協定書の締結

議会議決の日の翌日から令和８年１２月下旬

１３ 協定で定める事項

協定で定める事項については、次の事項を予定しています。

ア 指定期間に関する事項

（令和９年４月１日～令和１４年３月３１日）

イ 業務計画に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- ・利用料金の収入実績
- ・管理経費の収支状況

オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

キ 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項

ク 損害賠償に関する事項

ケ その他町長が必要と認める事項

1 4 その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

ア 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。

イ 業務開始前に財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。

ウ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 選定委員との接触の禁止

申請者は、選定委員に対し、本件申請についての接触をしてはなりません。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(3) 選定結果名の公表

選定結果については、審査結果の概要等を町ホームページに掲載し公表します。

(4) 建物・敷地

建物・敷地については、無料使用貸借を原則とします。

(5) 従業員の雇用等

雇用及び物資調達については、可能な限り地元から採用、調達してください。

1 5 配布資料

(1) 申請に係る様式

(2) 南幌町都市公園及び南幌町営野球場指定管理者募集要項資料

1 6 問い合わせ先

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

南幌町 都市整備課土木係

E-mail: doboku@town.nanporo.hokkaido.jp

電話 011-398-7214 FAX 011-378-2131

管理公園名及び施設概要一覧表

別紙1

番号	名 称	公園種別	所在地	面積 (㎡)	草刈面積 (ha)	現 有 施 設				特記事項
						主な施設	有料施設	主な建築物	樹木有無	
1	西町小公園	街区	西町4丁目1番	250	0.01	園路広場・修景施設・遊戯施設			有	
2	夕張太児童公園	街区	稲穂3丁目2番	527	0.01	園路広場・修景施設・遊戯施設			有	
3	北町小公園	街区	北町6丁目8番	447	0.01	園路広場・修景施設・遊戯施設			有	
4	西町南児童公園	街区	西町2丁目8番	760	0.01	園路広場・修景施設・遊戯施設			有	
5	にこにこ公園	街区	西町2丁目4番	266	0.01	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設			有	
6	なかよし公園	街区	西町3丁目1番	524	0.01	園路広場・修景施設・休養施設			有	
7	元町児童公園	街区	元町2丁目1番	2,424	0.11	園路広場・修景施設・遊戯施設・便益施設			有	
8	西町児童公園	街区	西町5丁目8番	7,407	0.60	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設			有	
9	北町児童公園	街区	北町6丁目1番	3,059	0.22	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設			有	
10	東町児童公園	街区	東町2丁目12番	12,100	0.49	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設		シェルター 1棟	有	
11	和敬児童公園	街区	栄町4丁目3番	1,109	0.01	園路広場・修景施設・遊戯施設			有	
12	北町東児童公園	街区	北町1丁目2番	1,293	0.01	園路広場・修景施設・遊戯施設・便益施設			有	
13	緑町児童公園	街区	緑町3丁目1番	4,131	0.17	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設		四 阿 1棟	有	
14	憩児童公園	街区	西町4丁目6番	1,906	0.10	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設		シェルター 1棟	有	
15	夕張太農村公園	街区	稲穂2丁目1番	3,300	1.89	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設			有	
16	ふれあい公園	街区	稲穂1丁目5番	6,427	0.46	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設		トイレ 鉄骨造 10.56㎡	有	
17	柳陽公園	近隣	栄町2丁目1番	29,000	1.56	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設		トイレCOブロック造31.25㎡ 照明灯 24基	有	
18	中央公園	地区	美園3丁目1番	74,000	6.48	園路広場・修景施設・休養施設・遊戯施設・運動施設・便益施設	パークゴルフ場18H	管理棟 鉄骨造 105.30㎡ トイレ RC造 25.13㎡ ステージ 鉄骨造 76.47㎡ PG休憩施設 鉄骨造 20.25㎡ 四 阿 2棟 照明灯 28基 PGテント 1張 ちゃぶちゃぶ池	有	自家用電気工作物保安管理業務は、(財)北海道電気保安協会と契約締結することを条件とする
19	なんぼろリバーサイド公園	総合	三重地先(夕張川河川敷)	276,346	25.31	園路広場・修景施設・休養施設・運動施設・便益施設	パークゴルフ場36H サッカー場 2面 野球場 1面	炊事棟 1棟 四 阿 1棟 シェルター 1棟 簡易トイレ5棟	有	カートコース施設管理は除く。
20	なんぼろ親水公園	総合	南9線西14～15番地及び南8線西15番地	219,345	5.53	園路広場・修景施設・休養施設・便益施設	札幌ヒルズパークゴルフ場36H	デッキ 木造 47.25㎡ トイレ 木造 76.60㎡ トイレ 木造 42.22㎡ 四 阿 1棟 照明灯 18基	有	札幌ヒルズパークゴルフ場及び旧治水館パークゴルフ場を除く。
21	晩翠工業団地内運動公園	運動	南10線西14番地	11,200	0.78	園路広場・修景施設・運動施設・便益施設	ソフトボール場	簡易トイレ1棟	無	
22	農業基盤整備記念公園	都市緑地	南9線西14番地	3,266	0.30	園路広場・修景施設・便益施設		記念碑・顕彰碑	有	
23	三重緑地公園	都市緑地	南12線西3番地	55,000	3.56	園路広場・修景施設・休養施設・便益施設	キャンプ場	管理棟 木造・RC造 496.15㎡ シェルター 1棟	有	管理棟の保安管理業務は、セコム(株)と契約締結することを条件とする。 循環型トイレの管理清掃業務は、(株)エクセル三和と契約締結することを条件とする。 治水感謝の碑・保原元二氏胸像・彰徳碑は除く。ただし、草刈作業は含む。
24	やすらぎ公園	都市緑地	南15線西22番地	10,754	0.98	園路広場・修景施設・便益施設			有	
計				724,841	48.62					

町営野球場施設概要一覧表

別紙2

番号	名 称	所在地	面積 (㎡)	現 有 施 設				特記事項
				主な施設	有料施設	主な建築物	樹木 有無	
1	南幌町営野球場	元町2丁目7番	24,029	野球場・本部席・バックネット・得点板・トイレ	野球場・放送室・得点板	野球場・トイレ	有	

指定管理者と南幌町の責任分担

別紙3

種 類	内 容	負 担 者	
		南幌町	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による 利用料金収入の減		○
地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する 住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築 を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくさ れた場合の経費及びその後の維持管理経費における 当該事情による経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災、その他南幌町又 は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない 自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復 による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
	感染症により新たに発生した管理運営の中断や対策等に 要する経費、又は不可抗力による運営費の膨張	○	○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災 等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
安全性の確保、環境 の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境 の保全(応急措置を含む。)	○	○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途において 業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び 新しい指定管理者への引継費用		○

- ※ 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次的責任を有し、施設又は施設利用者に災害
があった場合は、迅速かつ適切に対応し直ちに南幌町に報告すること。
- ※ 指定管理者と南幌町の責任分担に疑義が生じた場合は、南幌町の指示のもと協議すること。

南幌都市公園及び南幌町営野球場指定管理者選定評価基準及び採点表

評価項目	内 容	評価 (配点)	配点
1 基本的な考え方			
① 公園、野球場施設の管理運営を行う団体の基本方針・理念・運営方針（姿勢及び業務への意欲・熱意）	都市公園設置の意義（緑豊かな田園文化都市の形成に大きく寄与し、良好な生活環境を推進する。）及び町営野球場設置の意義（心身の健全なる発達とスポーツ活動の普及振興を図る。）に基づいて、実現したい基本的な内容が示されているか。 法人等における社会的な取組が管理運営へ反映されているか。	1～5	5
② 団体の法令遵守や環境保護、個人情報保護に対する取組み	都市公園及び町営野球場の役割や特徴を活かした管理運営の基本方針に、法令遵守に対する取組や環境保護、個人情報保護に対する取組みが示されているか。 法人等のノウハウを生かした管理運営の方針が示されているか。	1～5	5
2 施設の管理運営体制			
③ 施設の管理運営体制	指揮命令系統を記載した組織内の各業務の配置人数など管理運営やサービス提供を行う上で、適切な実行体制が構築されているか。	1～5 (×2)	10
④ 安全・安心面からの管理運営	緊急、災害時における事前の対応策や防犯・防災時における対策等が示されているか。また、危機管理体制はあるか。	1～5 (×2)	10
⑤ 業務の一部を委託する場合	委託業務内容、委託先、委託する理由が明確に示されているか。	1～5 (×2)	10
3 施設の維持管理			
⑥ 施設及び設備の維持管理	施設の維持管理における基本的な考え方、執行体制、整備水準を維持・向上させる取組みが示されているか。	1～5	5
⑦ 施設の現状及び指定管理者指定後の施設改修計画	施設運営における基本方針に施設利用者増加を見据えた、計画的運営の提案が示されているか。	1～5 (×2)	10
⑧ 利用料金・利用期間の設定	利用期間（現行：4月から11月まで）を下回っていないか。利用料金は、近隣から見て適当である内容となっているか。	1～5	5
4 利用者への対応			
⑨ 利用者ニーズの把握方法及び実現方法	利用者サービスの向上等について、適切な業務を行うための具体的な内容が示されているか。	1～5	5
⑩ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	利用者のトラブルへの未然防止や対処等が具体的な内容が示されているか。	1～5	5
⑪ 施設の利用促進	地域の特色を生かした利用促進等が具体的に提案されているか。 地域との連携等で、特に地域振興への提案がなされているものがあるか。具体的に有効か。	1～5 (×2)	10
5 管理経費			
⑫ 適正な収支計画	各年度に管理経費の積算の基礎が、明確な根拠をもとに示されているか。 過大な収入（利用者数増など）を見込むなど、無理な収支計画となっているか。	1～5 (×2)	10
	事業計画の実行のために必要経費が計上されているか。	1～5 (×2)	10
合 計			100